

印紙税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 44 条（作成等の意義）</p> <p>法に規定する課税文書の「作成」とは、単なる課税文書の調製行為をいうのではなく、課税文書となるべき用紙等に課税事項を記載し、これを当該文書の目的に従って行使することをいう。</p> <p>2 課税文書の「作成の時」とは、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 相手方に交付する目的で作成される課税文書 当該交付の時</p> <p>(2) 契約当事者の意思の合致を証明する目的で作成される課税文書 当該証明の時</p> <p>(3) 一定事項の付け込み証明をすることを目的として作成される課税文書 当該最初の付け込みの時</p> <p>(4) 認証を受けることにより効力が生ずることとなる課税文書 当該認証の時</p> <p>(5) 第 5 号文書のうち新設分割計画書 本店に備え置く時</p>	<p>第 44 条（作成等の意義）</p> <p>法に規定する課税文書の「作成」とは、単なる課税文書の調製行為をいうのではなく、課税文書となるべき用紙等に課税事項を記載し、これを当該文書の目的に従って行使することをいう。</p> <p>2 課税文書の「作成の時」とは、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 相手方に交付する目的で作成される課税文書 当該交付の時</p> <p>(2) 契約当事者の意思の合致を証明する目的で作成される課税文書 当該証明の時</p> <p>(3) 一定事項の付け込み証明をすることを目的として作成される課税文書 当該最初の付け込みの時</p> <p>(4) 認証を受けることにより効力が生ずることとなる課税文書 当該認証の時</p> <p>(5) 第 5 号文書のうち分割計画書 商法第 374 条の 2 第 1 項の規定により本店に備え置く時</p>
<p>第 100 条の 2（金融機関等が事業を譲渡した場合）</p> <p>法第 12 条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第 1 項の規定による承認を受けている金融機関等が、当該承認を受けた日以降最初に到来する 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間内に他の金融機関等に事業を譲渡した場合において、事業を譲り受けた金融機関等が事業を譲渡した金融機関等の当該承認に係る預貯金通帳等を事業の譲渡後も引き続き使用するときにおける当該預貯金通帳等については、事業を譲り受けた金融機関等が同条の規定による承認を受けている預貯金通帳等として取り扱う。</p> <p>なお、当該事業を譲り受けた金融機関等が同項の規定による承認を受けていない場合には、事業を譲り受けた金融機関等が新たに作成する預貯金通帳等（新規の預貯金者に交付する新預貯金通帳等及び既預貯金者に改帳により交付する新預貯金通帳等）については、相当印紙をはり付ける方法等他の方法により印紙税を納付しなければならないのであるから留意する。</p>	<p>第 100 条の 2（金融機関等が営業を譲渡した場合）</p> <p>法第 12 条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第 1 項の規定による承認を受けている金融機関等が、当該承認を受けた日以降最初に到来する 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間内に他の金融機関等に営業を譲渡した場合において、営業を譲り受けた金融機関等が営業を譲渡した金融機関等の当該承認に係る預貯金通帳等を営業譲渡後も引き続き使用するときにおける当該預貯金通帳等については、営業を譲り受けた金融機関等が同条の規定による承認を受けている預貯金通帳等として取り扱う。</p> <p>なお、当該営業を譲り受けた金融機関等が同項の規定による承認を受けていない場合には、営業を譲り受けた金融機関等が新たに作成する預貯金通帳等（新規の預貯金者に交付する新預貯金通帳等及び既預貯金者に改帳により交付する新預貯金通帳等）については、相当印紙をはり付ける方法等他の方法により印紙税を納付しなければならないのであるから留意する。</p>

改正後	改正前
<p>第 100 条の 3（金融機関等が会社分割した場合）</p> <p>法第 12 条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第 1 項の規定による承認を受けている金融機関等が、当該承認を受けた日以降最初に到来する 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間内に分割して金融機関等の業務の一部又は全部を承継させた場合において、<u>会社分割</u>により金融機関等の業務を承継した金融機関等（この条において「分割承継金融機関等」という。）が分割前の金融機関等（この条において「分割金融機関等」という。）の当該承認に係る預貯金通帳等を<u>会社分割後も</u>引き続き使用するときにおける当該預貯金通帳等については、分割承継金融機関等が同条の規定による承認を受けている預貯金通帳等として取り扱う。</p> <p>なお、分割承継金融機関等が当該<u>会社分割後</u>に作成する預貯金通帳等については、次により取り扱う。</p> <p>(1) 新設分割の場合</p> <p>イ 分割承継金融機関等が新規の預貯金者に交付する預貯金通帳等については、法第 12 条第 1 項の規定は適用しない。</p> <p>ロ 分割金融機関等に口座を有していた既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、分割金融機関等が法第 12 条第 1 項の規定による承認を受けている場合には、同条の規定を適用し、分割金融機関等が同項の規定による承認を受けていない場合には、同条の規定を適用しない。</p> <p>(2) 吸収分割の場合</p> <p>イ 同一種類の預貯金通帳等について、分割金融機関等が法第 12 条第 1 項の規定による承認を受けていて、分割承継金融機関等が同項の規定による承認を受けていない場合</p> <p>(イ) 新規の預貯金者に交付する預貯金通帳等及び分割承継金融機関等に分割前から口座を有している既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、法第 12 条の規定は適用しない。</p> <p>(ロ) 分割金融機関等に口座を有していた既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、法第 12 条の規定を適用する。</p> <p>ロ 同一種類の預貯金通帳等について、分割金融機関等が法第 12 条第 1 項の規定による承認を受けておらず、分割承継金融機関等が同項の規定による承認を受けている場合</p> <p>(イ) 新規の預貯金者に交付する預貯金通帳</p>	<p>第 100 条の 3（金融機関等が分割した場合）</p> <p>法第 12 条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第 1 項の規定による承認を受けている金融機関等が、当該承認を受けた日以降最初に到来する 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間内に分割して金融機関等の業務の一部又は全部を承継させた場合において、<u>分割</u>により金融機関等の業務を承継した金融機関等（この条において「分割承継金融機関等」という。）が分割前の金融機関等（この条において「分割金融機関等」という。）の当該承認に係る預貯金通帳等を<u>分割後も</u>引き続き使用するときにおける当該預貯金通帳等については、分割承継金融機関等が同条の規定による承認を受けている預貯金通帳等として取り扱う。</p> <p>なお、分割承継金融機関等が当該<u>分割後</u>に作成する預貯金通帳等については、次により取り扱う。</p> <p>(1) 新設分割の場合</p> <p>イ 分割承継金融機関等が新規の預貯金者に交付する預貯金通帳等については、法第 12 条第 1 項の規定は適用しない。</p> <p>ロ 分割金融機関等に口座を有していた既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、分割金融機関等が法第 12 条第 1 項の規定による承認を受けている場合には、同条の規定を適用し、分割金融機関等が同項の規定による承認を受けていない場合には、同条の規定を適用しない。</p> <p>(2) 吸収分割の場合</p> <p>イ 同一種類の預貯金通帳等について、分割金融機関等が法第 12 条第 1 項の規定による承認を受けていて、分割承継金融機関等が同項の規定による承認を受けていない場合</p> <p>(イ) 新規の預貯金者に交付する預貯金通帳等及び分割承継金融機関等に分割前から口座を有している既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、法第 12 条の規定は適用しない。</p> <p>(ロ) 分割金融機関等に口座を有していた既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、法第 12 条の規定を適用する。</p> <p>ロ 同一種類の預貯金通帳等について、分割金融機関等が法第 12 条第 1 項の規定による承認を受けておらず、分割承継金融機関等が同項の規定による承認を受けている場合</p> <p>(イ) 新規の預貯金者に交付する預貯金通帳</p>

改正後	改正前
<p>等及び分割承継金融機関等に分割前から口座を有している既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、法第12条の規定を適用する。</p> <p>(ロ) 分割金融機関等に口座を有していた既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、法第12条の規定は適用しない。</p> <p>(注) 法第12条の規定が適用されないこととなる預貯金通帳等については、相当印紙をはり付ける方法等の納付方法により印紙税を納付しなければならないのであるから留意する。</p>	<p>等及び分割承継金融機関等に分割前から口座を有している既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、法第12条の規定を適用する。</p> <p>(ロ) 分割金融機関等に口座を有していた既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、法第12条の規定は適用しない。</p> <p>(注) 法第12条の規定が適用されないこととなる預貯金通帳等については、相当印紙をはり付ける方法等の納付方法により印紙税を納付しなければならないのであるから留意する。</p>
<p>第104条（非課税預貯金通帳に係る口座の数の計算）</p> <p>令第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付の承認の申請等》第2項に規定する「非課税預貯金通帳に係る口座」の数の計算は、次による。</p> <p>(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第9条《非課税所得》第1項第2号に規定する預貯金の預貯金通帳に係る口座の数 当該預貯金通帳に係る口座数</p> <p>(2) 令第30条《非課税となる普通預金通帳の範囲》に規定する普通預金の通帳に係る口座の数 法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の承認に係る期間の開始の日の1年前（年の途中から預貯金取引が開始されたものについては当該取引の開始の日）から引き続き所得税法第10条《<u>障害者等</u>の少額預金の利子所得等の非課税》の規定により、所得税が課されないこととなっている普通預金の通帳に係る口座数</p> <p>(注) 複合預金通帳又は複合寄託通帳に付け込んで証明される所得税法第10条の規定によりその利子につき所得税が課されないこととなる普通預金に係る口座については、「非課税預貯金通帳に係る口座」に該当しないのであるから留意する。</p>	<p>第104条（非課税預貯金通帳に係る口座の数の計算）</p> <p>令第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付の承認の申請等》第2項に規定する「非課税預貯金通帳に係る口座」の数の計算は、次による。</p> <p>(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第9条《非課税所得》第1項第2号に規定する預貯金の預貯金通帳に係る口座の数 当該預貯金通帳に係る口座数</p> <p>(2) 令第30条《非課税となる普通預金通帳の範囲》に規定する普通預金の通帳に係る口座の数 法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の承認に係る期間の開始の日の1年前（年の途中から預貯金取引が開始されたものについては当該取引の開始の日）から引き続き所得税法第10条《<u>老人等</u>の少額預金の利子所得等の非課税》の規定により、所得税が課されないこととなっている普通預金の通帳に係る口座数</p> <p>(注) 複合預金通帳又は複合寄託通帳に付け込んで証明される所得税法第10条の規定によりその利子につき所得税が課されないこととなる普通預金に係る口座については、「非課税預貯金通帳に係る口座」に該当しないのであるから留意する。</p>

改正後	改正前
別表第一 課税物件、課税標準及び税率の取扱い 第1号の1文書	別表第一 課税物件、課税標準及び税率の取扱い 第1号の1文書
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書</p> </div>
<p>(不動産の意義)</p> <p>1 「不動産」とは、おおむね次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 民法（明治29年法律第89号）第86条《<u>不動産及び動産</u>》に規定する不動産</p> <p>(2) 工場抵当法（明治38年法律第54号）第9条の規定により登記された工場財団</p> <p>(3) 鉱業抵当法（明治38年法律第55号）第3条の規定により登記された鉱業財団</p> <p>(4) 漁業財団抵当法（大正14年法律第9号）第6条の規定により登記された漁業財団</p> <p>(5) 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第26条《工場抵当法の準用》の規定により登記された港湾運送事業財団</p> <p>(6) 道路交通事業抵当法（昭和27年法律第204号）第6条《所有権保存の登記》の規定により登記された道路交通事業財団</p> <p>(7) 観光施設財団抵当法（昭和43年法律第91号）第7条《所有権の保存の登記》の規定により登記された観光施設財団</p> <p>(8) 立木ニ関スル法律（明治42年法律第22号）の規定により登記された立木</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、登記されていない立木であっても明認方法を施したものは、不動産として取り扱う。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、いずれの場合においても、立木を立木としてではなく、伐採して木材等とするものとして譲渡することが明らかであるときは、不動産として取り扱わず、物品として取り扱う。</p> <p>(9) 鉄道抵当法（明治38年法律第53号）第28条の2の規定により登録された鉄道財団</p> <p>(10) 軌道ノ抵当ニ関スル法律（明治42年法律第</p>	<p>(不動産の意義)</p> <p>1 「不動産」とは、おおむね次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 民法（明治29年法律第89号）第86条に規定する不動産</p> <p>(2) 工場抵当法（明治38年法律第54号）第9条の規定により登記された工場財団</p> <p>(3) 鉱業抵当法（明治38年法律第55号）第3条の規定により登記された鉱業財団</p> <p>(4) 漁業財団抵当法（大正14年法律第9号）第6条の規定により登記された漁業財団</p> <p>(5) 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第26条《工場抵当法の準用》の規定により登記された港湾運送事業財団</p> <p>(6) 道路交通事業抵当法（昭和27年法律第204号）第6条《所有権保存の登記》の規定により登記された道路交通事業財団</p> <p>(7) 観光施設財団抵当法（昭和43年法律第91号）第7条《所有権の保存の登記》の規定により登記された観光施設財団</p> <p>(8) 立木ニ関スル法律（明治42年法律第22号）の規定により登記された立木</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、登記されていない立木であっても明認方法を施したものは、不動産として取り扱う。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、いずれの場合においても、立木を立木としてではなく、伐採して木材等とするものとして譲渡することが明らかであるときは、不動産として取り扱わず、物品として取り扱う。</p> <p>(9) 鉄道抵当法（明治38年法律第53号）第28条の2の規定により登録された鉄道財団</p> <p>(10) 軌道ノ抵当ニ関スル法律（明治42年法律第</p>

改正後	改正前
<p>28号) 第1条の規定により登録された軌道財団 (11) 自動車交通事業法（昭和6年法律第52号） 第38条の規定により登録された自動車交通事業財団</p> <p>(不動産の従物)</p> <p>2 不動産とその附属物の譲渡契約書で、当該不動産と当該附属物の価額をそれぞれ区分して記載しているものの記載金額の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 当該附属物が当該不動産に対して従物（民法第87条《<u>主物及び従物</u>》の規定によるものをいう。以下この項において同じ。）の関係にある場合は、区分されている金額の合計額を第1号の1文書（不動産の譲渡に関する契約書）の記載金額とする。</p> <p>(2) 当該附属物が当該不動産に対して従物の関係にない場合は、当該不動産に係る金額のみを第1号の1文書（不動産の譲渡に関する契約書）の記載金額とし、当該附属物に係る金額は第1号の1文書の記載金額としない。</p> <p>(不動産の買戻し約款付売買契約書)</p> <p>6 買戻し約款のある不動産の売買契約書の記載金額の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 買戻しが再売買の予約の方法によるものである場合は、当該不動産の売買に係る契約金額と再売買の予約に係る契約金額との合計金額を記載金額とする。</p> <p>(2) 買戻しが民法第579条《<u>買戻しの特約</u>》に規定する売買の解除の方法によるものである場合は、当該不動産の売買に係る契約金額のみを記載金額とする。</p> <p>(商号の意義)</p> <p>17 「商号」とは、<u>商法（明治32年法律第48号）第11条《商号の選定》</u>及び<u>会社法（平成17年法律第86号）第6条《商号》</u>に規定する商号をいう。</p>	<p>28号) 第1条の規定により登録された軌道財団 (11) 自動車交通事業法（昭和6年法律第52号） 第38条の規定により登録された自動車交通事業財団</p> <p>(不動産の従物)</p> <p>2 不動産とその附属物の譲渡契約書で、当該不動産と当該附属物の価額をそれぞれ区分して記載しているものの記載金額の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 当該附属物が当該不動産に対して従物（民法第87条の規定によるものをいう。以下この項において同じ。）の関係にある場合は、区分されている金額の合計額を第1号の1文書（不動産の譲渡に関する契約書）の記載金額とする。</p> <p>(2) 当該附属物が当該不動産に対して従物の関係にない場合は、当該不動産に係る金額のみを第1号の1文書（不動産の譲渡に関する契約書）の記載金額とし、当該附属物に係る金額は第1号の1文書の記載金額としない。</p> <p>(不動産の買戻し約款付売買契約書)</p> <p>6 買戻し約款のある不動産の売買契約書の記載金額の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 買戻しが再売買の予約の方法によるものである場合は、当該不動産の売買に係る契約金額と再売買の予約に係る契約金額との合計金額を記載金額とする。</p> <p>(2) 買戻しが民法第579条に規定する売買の解除の方法によるものである場合は、当該不動産の売買に係る契約金額のみを記載金額とする。</p> <p>(商号の意義)</p> <p>17 「商号」とは、<u>商法第16条《商号の選定》</u>に規定する商号をいう。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="188 197 395 226">第1号の2文書</p> <div data-bbox="204 237 794 333" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="220 248 778 322">地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書</p> </div> <p data-bbox="177 394 379 423">(地上権の意義)</p> <p data-bbox="167 443 815 618">1 「地上権」とは、民法第265条《<u>地上権の内容</u>》に規定する地上権をいい、同法第269条の2《<u>地下又は空間を目的とする地上権</u>》に規定する地下又は空間の地上権を含む。</p> <p data-bbox="177 689 469 719">(土地の賃借権の意義)</p> <p data-bbox="167 739 815 965">2 「土地の賃借権」とは、民法第601条《<u>賃貸借</u>》に規定する賃貸借契約に基づき賃借人が土地（地下又は空間を含む。）を使用収益できる権利をいい、借地借家法（平成3年法律第90号）第2条《<u>定義</u>》に規定する借地権に限らない。</p> <p data-bbox="188 1037 395 1066">第1号の3文書</p> <div data-bbox="204 1077 794 1142" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="220 1088 544 1117">消費貸借に関する契約書</p> </div> <p data-bbox="177 1182 411 1211">(消費貸借の意義)</p> <p data-bbox="167 1232 815 1458">1 「消費貸借」とは、民法第587条《<u>消費貸借</u>》に規定する消費貸借をいい、民法第588条《<u>準消費貸借</u>》に規定する準消費貸借を含む。 なお、消費貸借の目的物は、金銭に限らないことに留意する。</p> <p data-bbox="188 1529 336 1559">第2号文書</p> <div data-bbox="204 1570 794 1635" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="220 1581 488 1610">請負に関する契約書</p> </div> <p data-bbox="177 1675 352 1704">(請負の意義)</p> <p data-bbox="167 1724 815 1854">1 「請負」とは、民法第632条《<u>請負</u>》に規定する請負をいい、完成すべき仕事の結果の有形、無形を問わない。</p>	<p data-bbox="852 197 1059 226">第1号の2文書</p> <div data-bbox="868 237 1458 333" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="884 248 1442 322">地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書</p> </div> <p data-bbox="841 394 1043 423">(地上権の意義)</p> <p data-bbox="831 443 1479 573">1 「地上権」とは、民法第265条に規定する地上権をいい、同法第269条の2に規定する地下又は空間の地上権を含む。</p> <p data-bbox="841 689 1133 719">(土地の賃借権の意義)</p> <p data-bbox="831 739 1479 965">2 「土地の賃借権」とは、民法第601条に規定する賃貸借契約に基づき賃借人が土地（地下又は空間を含む。）を使用収益できる権利をいい、借地借家法（平成3年法律第90号）第2条に規定する借地権に限らない。</p> <p data-bbox="852 1037 1059 1066">第1号の3文書</p> <div data-bbox="868 1077 1458 1142" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="884 1088 1208 1117">消費貸借に関する契約書</p> </div> <p data-bbox="841 1182 1074 1211">(消費貸借の意義)</p> <p data-bbox="831 1232 1479 1458">1 「消費貸借」とは、民法第587条に規定する消費貸借をいい、民法第588条に規定する準消費貸借を含む。 なお、消費貸借の目的物は、金銭に限らないことに留意する。</p> <p data-bbox="852 1529 1000 1559">第2号文書</p> <div data-bbox="868 1570 1458 1635" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="884 1581 1161 1610">請負に関する契約書</p> </div> <p data-bbox="841 1675 1016 1704">(請負の意義)</p> <p data-bbox="831 1724 1479 1854">1 「請負」とは、民法第632条に規定する請負をいい、完成すべき仕事の結果の有形、無形を問わない。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="135 197 284 228">第4号文書</p> <div data-bbox="135 235 726 376" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="151 241 710 369">株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託若しくは特定目的信託の受益証券</p> </div> <p data-bbox="124 443 534 474">(法人の社員又は出資者の意義)</p> <p data-bbox="113 492 758 721">1 「法人の社員」とは、法人の構成員としての社員、例えば、合名会社、合資会社又は<u>合同会社</u>の社員をいい、また「法人の出資者」とは、法人に対して事業を営むための資本として財産、労務又は信用を出資した者をいう。</p> <p data-bbox="124 788 742 819">(特別の法律により法人の発行する債券の範囲)</p> <p data-bbox="113 837 758 967">2 「特別の法律により法人の発行する債券」とは、商工債券、農林債券等<u>会社法</u>以外の法律の規定により発行する債券をいう。</p> <p data-bbox="124 1034 327 1066">(社債券の範囲)</p> <p data-bbox="113 1084 758 1415">4 「社債券」とは、<u>会社法</u>の規定による社債券、特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社（保険業法（平成7年法律第105号）第2条第5項《定義》の相互会社をいう。以下同じ。）の社債券に限られるのであって、学校法人又はその他の法人が資金調達の方法として発行するいわゆる学校債券等を含まない。</p> <p data-bbox="124 1482 678 1514">(合併存続会社等が訂正して発行する株券)</p> <p data-bbox="113 1532 758 1908">6 <u>合併</u>があった場合において、合併後存続する<u>株式会社</u>又は合併によって設立された<u>株式会社</u>が、合併によって消滅した<u>株式会社</u>の既発行株券を訂正し、合併後存続する<u>株式会社</u>又は合併によって設立された<u>株式会社</u>の発行する株券として株主に交付する場合には、当該訂正後の株券を株主に交付する時に、新たな株券を作成したものとして取り扱う。</p>	<p data-bbox="799 197 948 228">第4号文書</p> <div data-bbox="799 235 1390 376" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="815 241 1374 369">株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託若しくは特定目的信託の受益証券</p> </div> <p data-bbox="788 443 1198 474">(法人の社員又は出資者の意義)</p> <p data-bbox="777 492 1422 721">1 「法人の社員」とは、法人の構成員としての社員、例えば、合名会社、合資会社又は<u>有限会社</u>の社員をいい、また「法人の出資者」とは、法人に対して事業を営むための資本として財産、労務又は信用を出資した者をいう。</p> <p data-bbox="788 788 1406 819">(特別の法律により法人の発行する債券の範囲)</p> <p data-bbox="777 837 1422 967">2 「特別の法律により法人の発行する債券」とは、商工債券、農林債券等<u>商法</u>以外の法律の規定により発行する債券をいう。</p> <p data-bbox="788 1034 991 1066">(社債券の範囲)</p> <p data-bbox="777 1084 1422 1415">4 「社債券」とは、<u>商法</u>の規定による社債券、特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社（保険業法（平成7年法律第105号）第2条第5項《定義》の相互会社をいう。以下同じ。）の社債券に限られるのであって、学校法人又はその他の法人が資金調達の方法として発行するいわゆる学校債券等を含まない。</p> <p data-bbox="788 1482 1342 1514">(合併存続会社等が訂正して発行する株券)</p> <p data-bbox="777 1532 1422 1863">6 <u>会社合併</u>の場合において、合併後存続する<u>会社</u>又は合併によって設立された<u>会社</u>が、合併によって消滅した<u>会社</u>の既発行株券を訂正し、合併後存続する<u>会社</u>又は合併によって設立された<u>会社</u>の発行する株券として株主に交付する場合には、当該訂正後の株券を株主に交付する時に、新たな株券を作成したものとして取り扱う。</p>

改正後	改正前
<p>(譲渡制限の旨を記載する株券)</p> <p>7 <u>株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けたときに、株主に対して既に交付している株券を提出させ、これに会社法第216条第3号《株券の記載事項》による当該承認を要する旨を記載して交付する場合の当該株券については、同法第219条第1項《株券の提出に関する公告等》に規定する行為の効力が生ずる日の前後を問わず、新たな株券を作成したものとして取り扱う。</u></p>	<p>(譲渡制限の旨を記載する株券)</p> <p>7 <u>株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨を定めた会社が、株主に対して既に交付している株券を提出させ、これに商法第225条第8号による当該承認を要する旨を記載して交付する場合の当該株券については、同法第350条第1項に規定する一定期間経過後であるかどうかを問わず、新たな株券を作成したものとして取り扱う。</u></p>
<p>(払込金額の意義)</p> <p>8 <u>令第24条第1項《株券等に係る一株又は一口の金額》に規定する「払込金額」とは、次に掲げる株券の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が該当する。</u></p> <p>(1) <u>発起人が引き受ける設立時発行株式に係る株券 会社法第34条第1項《出資の履行》の規定により払い込まなければならないこととされている金銭の金額と給付しなければならないこととされている金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価額との合計額を発起人が引き受ける設立時発行株式の数で除して得た金額</u></p> <p>(2) <u>会社法第58条第1項《設立時募集株式に関する事項の決定》に規定する設立時募集株式(株式を発行するものに限る。)に係る株券 同項第2号に規定する当該設立時募集株式の払込金額</u></p> <p>(3) <u>会社法第199条第1項《募集事項の決定》に規定する募集株式(株式を発行するものに限る。)に係る株券 同項第2号《募集事項の決定》に規定する募集株式の払込金額</u></p> <p>(4) <u>新株予約権の行使により発行される株式に係る株券 イ及びロに掲げる金額の合計額を当該新株予約権の目的である株式の数で除して得た金額</u></p>	<p>(発行価額の意義)</p> <p>8 <u>令第24条第1号《株券等に係る一株又は一口の金額》に規定する「発行価額」とは、商法第168条の2第2号に規定する株式の発行価額又は第280条の2第1項第2号に規定する新株の発行価額をいうのであるが、次に掲げる株券については、それぞれ次に掲げる価額を発行価額とすることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>株式会社の設立に際して発行する株券 商法第168条の2第2号に規定する株式の発行価額</u></p> <p>(2) <u>株式会社の成立後に発行する株券 ((3)から(5)に掲げるものを除く。) 商法第280条の2第1項第2号に規定する新株の発行価額</u></p> <p>(3) <u>転換予約権付株式の転換によって発行する株券 当該転換予約権付株式の発行価額</u></p> <p>(4) <u>強制転換条項付株式の転換によって発行する株券 当該強制転換条項付株式の発行価額</u></p> <p>(5) <u>新株予約権の行使によって発行する株券 (新株予約権付社債に付された新株予約権の行使によって発行する株券を含む。) 当該新株予約権の発行価額と当該新株予約権の行使に際して払込を為すべき額との合計額の1株当たりの額</u></p>

改正後	改正前
<p>イ <u>当該行使時における当該新株予約権の帳簿価額</u></p> <p>ロ <u>会社法第281条第1項《新株予約権の行使に際しての払込み》又は第2項後段の規定により払い込まなければならないこととされている金銭の金額と同項前段の規定により給付しなければならないこととされている金銭以外の財産の行使時の価額との合計額</u></p>	
<p><u>(払込金額がない場合の意義)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>9 <u>令第24条第1号に規定する「払込金額がない場合」に該当する株券は、例えば次のものが該当する。</u></p> <p><u>(1) 株式の併合をしたときに発行する株券</u></p> <p><u>(2) 株式の分割をしたときに発行する株券</u></p> <p><u>(3) 株式の無償割当てをしたときに発行する株券</u></p> <p><u>(4) 取得請求権付株式の取得と引換えに交付するために発行する株券</u></p> <p><u>(5) 取得条項付株式の取得と引換えに交付するために発行する株券</u></p> <p><u>(6) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付するために発行する株券</u></p> <p><u>(7) 株券の所持を希望していなかった株主の請求により発行する株券</u></p> <p><u>(8) 株券喪失登録がされた後に再発行する株券</u></p> <p><u>(9) 取得条項付新株予約権の取得と引換えに交付するために発行する株券</u></p> <p><u>(10) 持分会社が組織変更して株式会社になる際に発行する株券</u></p> <p><u>(11) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に際して発行する株券</u></p>	
<p><u>(資本金の額及び資本準備金の額の合計額の意義)</u></p>	<p><u>(資本の額及び資本準備金の額の意義)</u></p>
<p>10 <u>令第24条第1号に規定する「資本金の額及び資本準備金の額の合計額」は、最終事業年度に係る貸借対照表に記載された資本金の額及び資本</u></p>	<p>9 <u>令第24条第1号に規定する「資本の額」及び「資本準備金の額」は、最終の貸借対照表に記載された資本の額及び資本準備金の額（発行価額の</u></p>

改正後	改正前
<p>準備金の額の合計額（払込金額のない株券を発行する日の属する事業年度中に合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（この項において「合併等」という。）があった場合には、当該合併等の効力発生日における資本金の額及び資本準備金の額の合計額）によることとして差し支えない。</p>	<p>ない株券を発行する日の属する営業年度中に合併、分割、株式交換又は株式移転（この項において「合併等」という。）があった場合には、当該合併等の日の資本の額及び資本準備金の額）によることとして差し支えない。</p>
<p>（出資総額の意義）</p>	<p>（出資総額の意義）</p>
<p>11 <u>10</u>の規定は令第24条第2号に規定する「出資総額」について、これを準用する。</p>	<p>10 <u>9</u>の規定は令第24条第2号に規定する「出資総額」について、これを準用する。</p>
<p>第5号文書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>合併契約書又は<u>吸収分割契約書</u>若しくは新設分割計画書</p> </div>	<p>第5号文書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>合併契約書又は<u>分割契約書</u>若しくは分割計画書</p> </div>
<p>（合併契約書の範囲）</p>	<p>（合併契約書の範囲）</p>
<p>1 「合併契約書」は、<u>株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社が締結する合併契約を証する文書に限り課税文書に該当する</u>のであるから留意する。</p>	<p>1 「合併契約書」は、<u>株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び相互会社の合併契約書に限り課税文書に該当する</u>のであるから留意する。</p>
<p>（吸収分割契約書及び新設分割計画書の範囲）</p>	<p>（分割契約書及び分割計画書の範囲）</p>
<p>2 「<u>吸収分割契約書</u>」及び「<u>新設分割計画書</u>」は、<u>株式会社及び合同会社が吸収分割又は新設分割を行う場合の吸収分割契約を証する文書又は新設分割計画を証する文書に限り課税文書に該当する</u>のであるから留意する。</p> <p>（注）「<u>新設分割計画書</u>」は、本店に備え置く<u>文書に限り課税文書に該当する</u>。</p>	<p>2 「<u>分割契約書</u>」及び「<u>分割計画書</u>」は、<u>株式会社及び有限会社の分割契約書及び分割計画書に限り課税文書に該当する</u>のであるから留意する。</p> <p>（注）「<u>分割計画書</u>」は、<u>商法第374条の2第1項の規定により本店に備え置くもの</u>に限り課税文書に該当する。</p>
<p>（不動産を承継財産とする<u>吸収分割契約書</u>）</p>	<p>（不動産を承継財産とする<u>分割契約書</u>）</p>
<p>3 <u>吸収分割契約書</u>に記載されている<u>吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する財産のうち</u>に、例えば不動産に関する事項が含まれている場合であっても、当該<u>吸収分割契約書</u>は第1号の1文書（不動産の譲渡に関する契約書又は営業の譲渡に関する契約書）には該当しないことに留意する。</p>	<p>3 <u>分割契約書</u>に記載されている<u>分割承継会社が分割会社から承継する財産のうち</u>に、例えば不動産に関する事項が含まれている場合であっても、当該<u>分割契約書</u>は第1号の1文書（不動産の譲渡に関する契約書又は営業の譲渡に関する契約書）には該当しないことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>意する。</p> <p><u>（合併契約等の変更又は補充の事実を証するものの範囲）</u></p> <p>4 <u>合併契約又は吸収分割契約若しくは新設分割計画（以下、この項において「合併契約等」という。）の内容を変更する文書又は欠けていた事項を補充する文書のうち、会社法又は保険業法において合併契約等で定めることとして規定されていない事項、例えば、労働契約の承継に関する事項、就任する役員に関する事項等についてのみ変更する文書又は補充する文書は、「合併契約の変更又は補充の事実を証するもの」、「吸収分割契約の変更又は補充の事実を証するもの」及び「新設分割計画の変更又は補充の事実を証するもの」には該当しない。</u></p> <p>第6号文書</p> <div data-bbox="153 1079 743 1146" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">定款</div> <p>（定款の範囲）</p> <p>1 「定款」は、<u>株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は相互会社の設立のときに作成する定款の原本に限り第6号文書に該当するのであるから留意する。</u></p> <p>（変更定款）</p> <p>2 <u>株式会社又は相互会社の設立に当たり、公証人の認証を受けた定款の内容を発起人等において変更する場合の当該変更の旨を記載した公証人の認証を要する書面は、たとえ「変更定款等」と称するものであっても、第6号文書（定款）には該当しないものとして取り扱う。</u></p> <p>なお、変更後の定款の規定の全文を記載した書面によって認証を受けるときは、新たな定款を作成したこととなり、その原本は、第6号文書に該当するのであるから留意する。</p>	<p>（新 設）</p> <p>第6号文書</p> <div data-bbox="817 1079 1407 1146" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">定款</div> <p>（定款の範囲）</p> <p>1 「定款」は、<u>株式会社、有限会社、合名会社、合資会社又は相互会社の設立のときに作成する定款の原本に限り第6号文書に該当するのであるから留意する。</u></p> <p>（変更定款）</p> <p>2 <u>株式会社、有限会社又は相互会社の設立に当たり、公証人の認証を受けた定款の内容を発起人等において変更する場合の当該変更の旨を記載した公証人の認証を要する書面は、たとえ「変更定款等」と称するものであっても、第6号文書（定款）には該当しないものとして取り扱う。</u></p> <p>なお、変更後の定款の規定の全文を記載した書面によって認証を受けるときは、新たな定款を作成したこととなり、その原本は、第6号文書に該当するのであるから留意する。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="188 241 367 273">第14号文書</p> <div data-bbox="204 286 794 353" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="220 295 778 327">金銭又は有価証券の寄託に関する契約書</p> </div> <p data-bbox="175 389 347 421">(寄託の意義)</p> <p data-bbox="165 443 815 568">1 「寄託」とは、民法第657条《寄託》に規定する寄託をいい、同法第666条《消費寄託》に規定する消費寄託を含む。</p> <p data-bbox="188 636 367 667">第16号文書</p> <div data-bbox="204 680 794 748" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="220 689 778 721">配当金領収証又は配当金振込通知書</p> </div> <p data-bbox="175 784 379 815">(配当金の範囲)</p> <p data-bbox="165 837 815 1016">4 「配当金」とは、株式会社の<u>剰余金</u>の配当（<u>会社法第454条第5項《剰余金の配当に関する事項の決定》</u>に規定する中間配当を含む。）に係るものをいう。</p> <p data-bbox="188 1084 367 1115">第17号文書</p> <div data-bbox="204 1128 794 1330" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="226 1142 788 1218">1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書</p> <p data-bbox="226 1240 788 1317">2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの</p> </div> <p data-bbox="175 1375 347 1406">(債券の意義)</p> <p data-bbox="165 1429 815 1666">16 令第28条《売上代金に該当しない対価の範囲等》第2項第1号に規定する「債券」とは、起債に係る債券をいうのであって、その権利の表示方法がいわゆる現物債であると<u>登録債</u>又は<u>振替債</u>であるとを問わない。</p> <p data-bbox="188 1724 367 1756">第18号文書</p> <div data-bbox="204 1769 794 1971" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="220 1783 788 1962">預貯金通帳、信託行為に関する通帳、銀行若しくは無尽会社の作成する掛金通帳、生命保険会社の作成する保険料通帳又は生命共済の掛金通帳</p> </div> <p data-bbox="175 2016 644 2047">(非課税となる普通預金通帳の範囲)</p>	<p data-bbox="850 241 1029 273">第14号文書</p> <div data-bbox="866 286 1457 353" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="882 295 1441 327">金銭又は有価証券の寄託に関する契約書</p> </div> <p data-bbox="837 389 1010 421">(寄託の意義)</p> <p data-bbox="828 443 1477 524">1 「寄託」とは、民法第657条に規定する寄託をいい、同法第666条に規定する消費寄託を含む。</p> <p data-bbox="850 636 1029 667">第16号文書</p> <div data-bbox="866 680 1457 748" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="882 689 1441 721">配当金領収証又は配当金振込通知書</p> </div> <p data-bbox="837 784 1042 815">(配当金の範囲)</p> <p data-bbox="828 837 1477 972">4 「配当金」とは、株式会社の<u>利益</u>の配当（<u>商法第293条の5第1項に規定する金銭の分配</u>を含む。）に係るものをいう。</p> <p data-bbox="850 1084 1029 1115">第17号文書</p> <div data-bbox="866 1128 1457 1330" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="888 1142 1450 1218">1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書</p> <p data-bbox="888 1240 1450 1317">2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの</p> </div> <p data-bbox="837 1375 1010 1406">(債券の意義)</p> <p data-bbox="828 1429 1477 1666">16 令第28条《売上代金に該当しない対価の範囲等》第2項第1号に規定する「債券」とは、起債に係る債券をいうのであって、その権利の表示方法がいわゆる現物債であると<u>登録債</u>であるとを問わない。</p> <p data-bbox="850 1724 1029 1756">第18号文書</p> <div data-bbox="866 1769 1457 1971" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="882 1783 1450 1962">預貯金通帳、信託行為に関する通帳、銀行若しくは無尽会社の作成する掛金通帳、生命保険会社の作成する保険料通帳又は生命共済の掛金通帳</p> </div> <p data-bbox="837 2016 1307 2047">(非課税となる普通預金通帳の範囲)</p>

改正後	改正前
<p>7 令第30条《非課税となる普通預金通帳の範囲》に規定する「所得税法（昭和40年法律第33号）第10条《<u>障害者等</u>の少額預金の利子所得等の非課税》の規定によりその利子につき所得税が課税されないこととなる普通預金に係る預金通帳」とは、預金者が同条に規定する非課税貯蓄申告書を提出し、かつ、預け入れの際、同条に規定する非課税貯蓄申込書を提出して預け入れた普通預金に係る普通預金通帳（勤務先預金通帳のうち預金の払戻しが自由にできるものを含む。）で、当該預金の元本が同条第1項に規定する最高限度額を超えないものをいう。なお、当該預金通帳に係る普通預金の元本が同項に規定する最高限度額を超える付け込みをした場合は、当該付け込みをした時に課税となる普通預金通帳を作成したものとして取り扱うが、当該普通預金通帳については、そのとき以降1年間は当該元本が再び同項に規定する最高限度額を超えることとなっても、これを新たに作成したものとはみなさないこととして取り扱う。</p>	<p>7 令第30条《非課税となる普通預金通帳の範囲》に規定する「所得税法（昭和40年法律第33号）第10条《<u>老人等</u>の少額預金の利子所得等の非課税》の規定によりその利子につき所得税が課税されないこととなる普通預金に係る預金通帳」とは、預金者が同条に規定する非課税貯蓄申告書を提出し、かつ、預け入れの際、同条に規定する非課税貯蓄申込書を提出して預け入れた普通預金に係る普通預金通帳（勤務先預金通帳のうち預金の払戻しが自由にできるものを含む。）で、当該預金の元本が同条第1項に規定する最高限度額を超えないものをいう。なお、当該預金通帳に係る普通預金の元本が同項に規定する最高限度額を超える付け込みをした場合は、当該付け込みをした時に課税となる普通預金通帳を作成したものとして取り扱うが、当該普通預金通帳については、そのとき以降1年間は当該元本が再び同項に規定する最高限度額を超えることとなっても、これを新たに作成したものとはみなさないこととして取り扱う。</p>